

個人住民税の定額減税について（特別徴収）

令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対 象 と な る 方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

※均等割・森林環境税のみ課税される方、合計所得が1,805万円超の方は今回の定額減税は対象外となります。

減 税 額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

- ① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

➤ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



※1 特別徴収税額決定通知書に記載される税額については、定額減税「後」の実際に納付していた税額を記載しています。

※2 納税義務者用の決定通知書については、摘要欄に定額減税額（減税できた額）及び定額減税不足額（減税しきれなかった額）を記載します。

※3 定額減税の対象外となる方（均等割額・森林環境税のみ課税される方、合計所得金額が1,805万円超の方）は従来どおり6月から徴収しますのでご注意ください。

※4 年度途中で徴収方法が変更となる場合、年度途中で新たに課税される場合及び税額変更が生じる場合の徴収方法における減税の実施方法は上記とは異なります。

そ の 他

- 令和6年度個人市民税・県民税において次の算定基礎となる所得割額は定額減税前の額となりますので、定額減税による影響は生じません。

・寄附金税額控除の特例控除（ふるさと納税）の上限額の算定における所得割額

・年金特別徴収の翌年度仮徴収税額の算定における所得割額

- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。

（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>）

- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）